

特定(介護予防)福祉用具販売 運営規程

記載例

(事業の目的)

第1条 株式会社〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）が運営する〇〇〇〇事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売等の運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等（以下「関係機関」という。）との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具等」という。）選定の援助、調整等を行ったうえで、特定福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

3 前項のほか「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第88号）」及び「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月21日新潟市条例第92号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 〇〇〇〇事業所
- (2) 所在地 新潟市□□区△△町○丁目○番○号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人

事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令

を行う。

(2) 福祉用具専門相談員 常勤換算方法で、2.0以上

利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成する。また、指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、当該計画に基づき、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者的心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。

3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。

4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。

5 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 排泄予測支援機器

(販売費用の額その他の費用の額等)

第7条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に記載された額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、1km当たり〇〇円とする。

3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、○○市△△区、○○市×区とする。ただし、○○市×区は、○○町、△×町のみとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

- 第13条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下、「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

- 第14条 事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(従業者の研修)

- 第15条 事業者は、全ての従業者に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後○ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年に○回以上実施

(記録の整備)

- 第16条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。